

第5号議案 要旨

加東公平委員会からの脱退の件（要旨）

1 協議理由

当組合は平成23年4月の設立以来、消防本部を加東市に設置しているため、加東公平委員会に加入しておりましたが、平成30年4月1日から消防本部を西脇市内に移転し、北はりま消防組合公平委員会を設置することに伴い、加東公平委員会から脱退するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議決を求めるものである。

2 協議内容

加東公平委員会からの脱退

3 脱退日 平成30年3月31日